

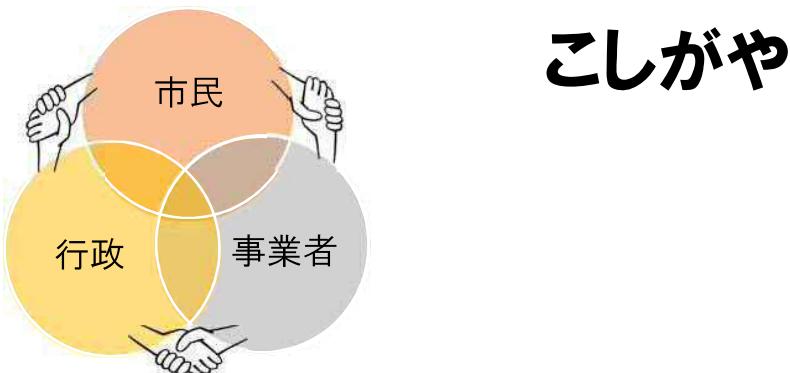
第6章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念・基本方針及び施策の体系

基本理念

市民がつくる

持続可能な資源循環のまち



本計画では、前計画の取組みを継承し、市民が安心して生活できる環境を築くために、「市民がつくる 持続可能な資源循環のまち こしがや」を基本理念として掲げます。

越谷市では、これまで「参加と協働による循環型社会をめざして」の理念を掲げ、市民・事業者・行政が三者協働のもと、ごみの排出抑制・資源化のために取り組んできました。

本計画の策定においては「SDGs」の視点を取り入れ、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が連携・協力を深めていく必要があることから、4Rの推進や事業系ごみの減量・資源化、食品ロスの削減、プラスチックごみの排出抑制のための取組みを強化します。

また、今後少子高齢化の進行に伴う市民のライフスタイルの変化に的確に対応した、効果的で適正なごみ収集システムを構築することなど、資源循環型の持続可能な社会・地域を目指して、さらなるごみの減量・資源化・適正処理を推進していきます。

本計画の施策体系を次ページに示します。

■計画の体系図

基本理念

基本方針

基本方針1

市民・事業者との協働による資源循環の推進

市民・事業者・行政が連携し、ごみの減量・資源化などに取り組みます。さらに、それぞれの役割や責任を果たす上で相互協力し、SDGsの理解促進と行動変革を推進することで循環型社会の構築を目指します。

1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

1-2 地域一体となった資源化の促進

1-3 食品ロスの削減

1-4 SDGsの理解促進と行動変革

基本方針2

排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進

市は排出量の多い卸売・小売業等に向けた減量・資源化マニュアルの作成や資源化業者と排出業者のコーディネートを行い、ごみの適正排出及び資源化を促進します。

2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進

2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

2-3 事業者への支援体制の充実

基本方針3

新たなごみ収集・処理システムの構築

将来を見据え、超高齢社会に対応したごみ収集・処理システムの整備に取り組みます。また、市民や事業者の協力のもと、地域と連携したごみ集積所の管理、まちの美化などに取り組みます。さらに、災害廃棄物の処理計画や業務マニュアルの見直しを行います。

3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

3-2 超高齢社会に対応した環境整備

3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討

3-4 きれいなまちづくりの推進

3-5 災害廃棄物等処理体制の強化

個別施策



基本方針1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

基本的施策

施策 1-1 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

家庭ごみの排出量は、年々減少してきているものの、東埼玉資源環境組合が毎年実施しているごみ組成調査によると、家庭から排出されたごみの約54%はプラスチック類、約14%は紙類でした。これらの中には、資源化（マテリアルリサイクル）が可能なものも含まれるため、分別・資源化を徹底することでさらなるごみの減量が可能です。

これらのごみの減量・資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。そのためには、減量・リサイクルに関する普及啓発や情報発信、ごみの出し方の周知などを行うことにより、継続して市民の意識を高めることが必要となります。

また、近年、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ることも重要です。

個別施策 1-1-① ごみと資源の分別の徹底

○ごみ減量・リサイクルのPR

ごみの分け方・出し方を掲載したカレンダーや広報誌等により、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

○ごみ分別アプリの導入・配信の検討

ごみ分別アプリ（燃えるごみや資源ごみ等の分別方法を検索できる機能や、収集日程カレンダー機能を備えたスマートフォン用ごみ分別支援アプリ）の導入・配信を検討します。

個別施策 1-1-② 生ごみの減量**○生ごみ削減の3キリ運動の推進**

ごみ減量のため、生ごみの水切りについて啓発を行うほか、食品ロス削減の取組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加えた「3キリ運動」を推進します。

○家庭用生ごみ処理機器購入費補助制度の促進

生ごみを減量するため、生ごみ処理機器を購入した際に、購入費の一部を補助していますが、申請件数が減少していることから、制度の活用を市民に呼びかけていきます。

個別施策 1-1-③ プラスチックごみの発生抑制**○ワンウェイプラスチックごみの発生抑制**

レジ袋の有料化に伴い、マイバッグの使用促進や過剰包装などを断る（リフューズ）ことにより、ワンウェイプラスチックごみの発生を抑制します。

○プラスチック・スマートの推進

環境省が進める「プラスチック・スマート」キャンペーンを踏まえ、世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、市民・事業者などの主体が連携・協力して、ごみ拾いイベントへの参加やマイバッグ、マイボトル、キャップリサイクルなどの取組みを進めることを支援します。

個別施策 1-1-④ 行政による減量・リサイクルの促進**○排出・収集方法の検討**

より効果的・効率的なごみ処理を行うため、ごみ排出量・組成等の推移をもとに、排出方法や収集方法、集積所のあり方について検討します。

○各種団体等の先進的な取組みの普及促進

地区コミュニティ推進協議会や自治会等における特色あるごみ減量・リサイクル活動について、広く紹介し、他団体での実践を促します。

○4Rの推進に関する普及啓発の継続

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）をさらに推進するために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう、情報発信や普及啓発活動を継続します。

○施策の進捗状況の情報発信

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たすためには、施策の進捗状況を確認しながら取り組んでいく必要があるため、施策の進捗状況について情報発信を行います。

施策 1-2 地域一体となった資源化の促進

ごみの資源化にあたっては、地域が一体となって取り組むことが重要です。

集団資源回収は、市民の自主的なリサイクル活動であり、市の行政回収と比較して少ない経費で質の高い資源を回収することができるだけでなく、地域のコミュニティづくりの推進やごみ減量への意識啓発の場としても有効な取組みですが、少子化による子ども会などの活動停止や高齢化による自治会などの担い手不足などの課題に対応していくことが求められています。

また、廃棄物減量等推進員は、ごみに関する地域のアドバイザーとして、分別及び排出方法の普及啓発活動を実施するとともに、市とのパイプ役を担ってきました。今後は、さらなるごみの減量・資源化を推進するために、地域の特性や時代に即した活動内容へと見直すことが重要です。

個別施策 1-2-① 集団資源回収の見直し及び活性化

○集団資源回収の見直し

少子化による子ども会などの活動停止や団体の高齢化による担い手不足、古紙の市況価格の下落により回収業者の買取価格が逆有償になるなどの課題があるため、今後も市民が安心して集団資源回収を継続できる仕組みを検討します。

○未実施地域での活動促進

集団資源回収の未実施地域の現状を把握し、未実施地域において新たに活動する団体を増やします。また、一定程度まとまった量のごみ・資源が排出される集合住宅などには重点的に集団資源回収への参加を提案します。

個別施策 1-2-② 分別ルールの徹底

○資源物の分別徹底

自治会などに行政職員が出向き、ごみ減量・リサイクルに関する説明を行うとともに、
資源物の分別徹底の啓発活動を継続します。

○排出禁止物等の適正処理の周知

市では処理できない家電品目や排出禁止物等について、民間の処理業者による適正な処理方法を周知します。

個別施策 1-2-③ 生ごみリサイクルの検討

○生ごみリサイクルの検討

生ごみのリサイクルについて、生成物の有効活用まで含めた仕組みづくりを検討します。

個別施策 1-2-④ 廃棄物減量等推進員制度の見直し

○廃棄物減量等推進員制度の見直し

廃棄物減量等推進員が地域と行政のパイプ役として、また、ごみに関する地域のアドバイザーとして、ごみの減量・資源化や分別・排出方法の普及啓発を行っています。

今後は、さらなるごみの減量・資源化を推進するために、地域の特性や時代に即した活動内容へと必要に応じて見直しを行います。

コラム

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのごみやマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症対策のため、家庭ごみを出す時には『ごみ袋はしっかりと縛って封をする』『ごみ袋の空気を抜いて出す』『生ごみは水切りをする』『普段からごみの減量を心がける』『分別・収集ルールを確認する』以上の点に気を付けてごみを出していただくことが、ご家族にとっても、ごみを収集・処理する作業員にとっても、ごみの円滑・安全な収集・処理を行う上で大切な行動です。

また、新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、『ごみに直接触れない』『ごみ袋はしっかりとしばって封をする』『ごみを捨てた後は手を洗う』ことを心掛けましょう。

ご家庭でのマスク等の捨て方

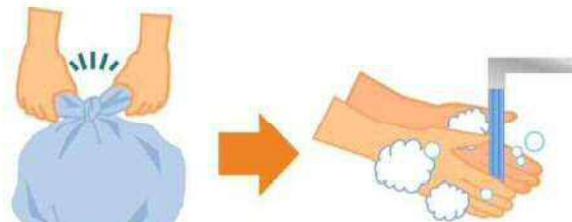
①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



②マスク等のごみに直接触れることがないようしっかりとしばります。



③ごみを捨てた後は石鹼を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

施策 1-3 食品ロスの削減

食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられ、国が定める「第四次循環型社会形成推進基本計画」において令和 12 年（2030 年）までに半減するという目標が定められており、全国的にも重要性の認識が高まっています。

農林水産省の調査によると、日本国内での食品廃棄物の総量は平成 29 年度（2017 年度）に 2,550 万トンで、このうち食べられるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる食品ロスは年間 612 万トンと推計され、このうち、家庭から排出される食品ロスは 284 万トンと推計されています。

また、埼玉県清掃行政研究協議会が平成 30 年（2018 年）3 月に行った家庭ごみ中の食品ロス排出状況調査では、本市の平成 28 年度における食品ロス量は年間 7,975 トンと推計されています。

こうした中、国は令和元年（2019 年）に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法という）を制定し、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減に向けた取組みを進めています。

このようなことから、ごみの減量をさらに進めるためには、食品ロス削減に取り組むことが重要であり、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、市民は消費者としての取組み、事業者は食品ロスを生じさせない取組み、行政はその仕組みづくりと普及啓発の取組みが必要です。

なお、食品ロスの削減の項目及び食品ロス削減の目標値については、食品ロス削減推進法第 13 条に基づき、市の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために食品ロス削減推進計画として定めます。

個別施策 1-3-① 家庭における食品ロスの削減

○消費者による適正量購入等の推進

消費者は、事前に家にある食材をチェックし期限表示を理解の上、使用時期を考慮し（手前取り、見切り品等の活用）、使い切れる分だけ購入する意識の啓発を進めます。

○食品ロスの削減家計簿手帳の導入

家庭で取り組める食品ロス削減運動の一つとして、毎月 1 回、食品ロスとなったものの重さを量り家計簿手帳に記入してもらうことで、食品ロス削減に対して意識の向上を図る仕組みの導入を検討します。

○フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

食品ロス削減の一環として、家庭で眠っている食品をリサイクルプラザ等へ持ち寄っていただき、市内の子ども食堂へ提供するフードドライブ事業等を行います。

個別施策 1-3-② 事業者による食品ロスの削減

○小売業者等による量り売りや小分け売りなどの推進

小売業者や飲食店などの食べ残しを減らすために、小盛りやハーフサイズメニューの提供等の取組みを推進します。

○持ち帰りバッグの利用促進

飲食店における持ち帰りバッグの配布や、持ち帰り希望者への対応を推進する取組みを促進します。

○「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進による食品ロスの削減

県と連携し、「彩の国エコぐるめ協力店」への登録を促進することで、飲食店から排出される食品ロスの削減を推進します。

個別施策 1-3-③ 食品ロスに関する普及・啓発の強化

○食品ロス削減月間における啓発の実施

「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、10月30日の食品ロス削減の日を含む10月の食品ロス削減月間に「食べきり運動」等を推進し、食品ロスを削減することを目的として、「おいしい食べ物をおいしく楽しく食べきること」を市民に啓発します。

○消費期限や賞味期限の正しい認識の周知

消費や購買行動への影響を踏まえ、市民（消費者）の消費期限・賞味期限についての正しい理解を促進することにより、食品ロスの削減を推進します。

○民間企業と協働した「エコ・クッキング教室」の実施

買い物から調理、後片付けまでの一連の流れの中で、計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する“食材を無駄にせず、ごみができるだけ出さない”「エコ・クッキング教室」を民間企業と協働して取り組みます。

○食べきり15（いちご）タイムの啓発

宴会では家庭での夕食と比較し、1人1食当たり約4倍の食品ロスが発生していることを周知し、宴会のラスト15分は「残さず食べ切ろう」を目標に食べきりタイムを設けることで食品ロスの削減を啓発します。

○食育推進事業を通じた食品ロス削減を実践する担い手の育成の検討

小・中学校の教育機関と連携し、給食の食べ残し等の食品ロス削減に対する意識の啓発を推進するとともに、食品ロス削減を実践する担い手の育成を検討します。

施策 1-4 SDGs の理解促進と行動変革

SDGs は国連で採択され、我が国としても積極的な参加を位置づけている世界的な目標となっています。令和 12 年（2030 年）とされている SDGs の目標年も本計画と同時期となります。特に、SDGs を受けて日本が具体的に取り組むとした項目の中に、循環型社会の構築、食品廃棄物の削減や活用、海洋ごみ対策の推進等が含まれており、本市としても国際的な動きや国の考え方を注視しながら、自治体の一つとして、貢献できるように取り組むことが重要です。

個別施策 1-4-① SDGs の理解促進・行動変革の推進

○環境に配慮した消費活動・暮らし方などの啓発及び環境教育の推進

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取組みが持続可能な社会づくりにつながることや、環境に配慮した消費活動・暮らし方が、プラスチックの問題や食品ロスの削減など、廃棄物をめぐる課題を解決する糸口になることを学ぶことができる環境の整備を進めます。

○市民参加による家庭ごみ計量の取組み

市民のモニター参加などによる家庭ごみの計量を行い、家庭ごみの組成、食品ロス量などの情報提供を行い、意識啓発を進めます。

○学校等におけるリサイクル学習の支援

小中学校の環境学習用資料「しらこばと」の作成を支援し、子どもの頃からごみに対する問題意識を持つよう働きかけを行います。

○学校等におけるキャップリサイクルの取組支援

小中学校における学校等でのキャップリサイクルの取組みなど、リサイクル活動の支援を継続するとともに、子どもの学校活動を通じ、家庭でも同様のリサイクル活動を実践するよう促します。

個別施策 1-4-② ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実

○情報発信の充実

市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら、ごみ減量・リサイクルに関する情報発信を充実させます。

○リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催

リサイクルプラザ等の啓発施設を活用した修理体験やリユース品の販売、工場施設見学等の環境イベント等を通して、ごみ減量・リサイクルの啓発に努めます。

個別施策 1-4-③ 外国人や若年層への周知・啓発

○外国人や若年層へのごみの適切な分別方法等の周知・啓発

ごみの分別・排出に習いの薄い外国人の住民が増加していることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層は、ごみ減量・4Rに関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、多言語のパンフレットやごみ分別アプリなどの活用、大学などと連携した周知啓発を行います。

コラム

出張講座、体験学習などの取組み

リサイクルプラザを活用した修理体験教室やリユース品の販売、工場施設見学等の環境イベントの開催だけではなく、小学校や保育園における清掃車の体験学習や、廃棄物減量等推進員による小学校への出張講座など、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルに関する学習支援を行っています。



◆保育園における清掃車の体験学習



◆リサイクルプラザでの修理体験教室



◆廃棄物減量等推進員による出張講座

基本方針2 排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化の促進

基本的施策

施策2-1 事業系ごみの減量・資源化の促進

本市の事業系ごみの排出量は微増傾向であることから、排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していくことが重要です。

また、事業系ごみは、排出者責任のもとに処理・資源化されることが大原則であるため、事業系ごみの発生抑制・減量の取組みをさらに推進し、削減を図ることが重要です。

個別施策2-1-① 事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進

○店舗利用者等へのごみ減量啓発の推進

スーパー等の小売店や各種団体が協力して市民にマイバッグ、マイ箸等の利用を呼びかけ、ごみの減量を促進します。

○店頭回収の促進

スーパー、コンビニなどが店頭の回収ボックスなどで行っている資源物の自主回収の取組みを促し、これらの運動を広報する等、活動を支援します。

○先進事例の情報提供と意識啓発

事業者における特色あるごみ減量・リサイクル活動について、広く情報提供し、他事業者での実践を促します。

○食品リサイクルの普及促進

食品廃棄物の発生抑制と減量、再生利用の促進を目的とした食品リサイクル法の施行に伴い、法に準拠した食品リサイクルを検討している市内企業もあることから、食品リサイクル事業への参入を検討している事業者について情報収集するとともに、食品リサイクルの推進体制の整備を検討します。

○環境マネジメントシステムの導入による環境配慮型事業の展開促進

事業者が環境マネジメントシステムを導入し、自主的に環境保全に関する取組みを進めるよう、その事業展開の支援を検討します。

○古紙の資源化促進、オフィス・ペーパー・リサイクル越谷の推進

事業系ごみのうち、リサイクル可能なオフィス古紙、機密文書の古紙の資源化を促進し、事業系ごみの減量を図ります。

市内の企業が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大・定着を図ります。

個別施策 2-1-② 多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討

○多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討

多量排出事業者に対し、ごみの排出に関する制度を整備し、減量計画書等の作成により、分別徹底や再生品の活用など、事業者の自主的なごみ減量・リサイクルへの取組みを促します。

個別施策 2-1-③ 過剰包装の自粛の要請

○過剰包装の自粛の要請

商品の過剰包装ができるだけ自粛するよう、スーパー等の小売店や各種団体に要請します。

個別施策 2-1-④ 拡大生産者責任の提唱

○国等への要望

拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組みや自主的な回収を促すため、東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携しながら全国都市清掃会議や全国組織などを通して国等へ要望します。

コラム

～オフィス・ペーパー・リサイクル越谷～

1 活動内容

1993年7月に発足し、継続的な取組みをしています。オフィス内で排出される古紙を分別して1つの建物毎に1箇所に集め、共通の回収便にて毎月原則1~2回（第2、第4火曜日を基本とする）巡回回収しています。分別されたオフィス古紙は品種別に回収されリサイクルされています。

2 再生可能な古紙

上質紙、新聞紙、雑誌、雑紙（書籍、ポスター等）、段ボール4種類)



施策2-2 ごみの適正処理に向けた指導の徹底

排出事業者等による主体的なごみの減量・資源化を進めるためには、事業者や収集運搬許可業者自らがごみの適正処理を理解し、主体的に行なうことが重要です。そのため、行政は事業者や収集運搬許可業者に減量・資源化を促すために、指導や搬入物検査を実施することが重要です。また、事業者は排出するごみの種類及び量を把握し、減量やリサイクルの推進など、ごみの適正排出が求められます。

個別施策 2-2-① 事業者、収集運搬許可業者への適正排出指導の徹底

○減量・資源化を促す訪問指導

各事業所を訪問し、減量・資源化の徹底を指導します。

○東埼玉資源環境組合と連携した定期的な搬入物検査の実施

東埼玉資源環境組合と連携し、定期的な搬入物検査を実施し、資源の分別が不十分な事業者や排出ルールに違反している事業者に対して、収集運搬許可業者の協力のもと指導、啓発を実施します。

○事業系ごみの種別分析による減量の促進

東埼玉資源環境組合で行われている事業系燃えるごみの組成調査の結果を分析し、事業系ごみの減量を検討します。

○優良事業者の顕彰

事業者が自主的に排出するごみ量を把握し、減量の目標値を設定するなどの取組みを行っている、優良な事業者の表彰を検討します。

個別施策 2-2-② 業種に応じたごみ減量講習会などの開催

○業種に応じたごみ減量講習会などの開催

事業所内で廃棄物関連業務を行っている担当者等を対象に、事業所内での分別ルール・分別体制など、ごみ減量・リサイクル推進に欠かせない必要な知識・ノウハウを提供する実践的な講習会などの実施を検討します。

施策2-3 事業者への支援体制の充実

事業系ごみの減量・資源化を促すために、事業者、消費者とともにメリットのある仕組みを構築し支援することが重要です。そのために、SDGsも踏まえた活動の協力、広報・紹介、コーディネート、補助・助成などの検討が求められます。また、食品廃棄物は、生産から廃棄、最終処分までの全体を見通した循環システムとして検討することが重要です。

個別施策 2-3-① 減量・資源化マニュアルの作成

○卸売・小売業者向けの減量・資源化マニュアルの作成

事業者は、自らのごみの減量・資源化に努めるほか、製造・仕入れ・販売などのあらゆる事業活動において、「環境への配慮」「消費者が分別するための配慮」などが求められているため、卸売・小売業者向けに実践的なマニュアルを作成し、普及啓発します。

個別施策 2-3-② SDGs の達成に向けた活動の推進

○「彩の国エコぐるめ協力店」の登録促進

埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取組みを実施する事業者を「彩の国エコぐるめ協力店」として登録し、取組みを紹介する活動を推進しており、これを促進することで、SDGsの取組みを推進します。

○飲食店テイクアウト時のマイ容器持参の呼びかけ

飲食店において、テイクアウト時にマイ容器を持参した人にインセンティブを与えるなど、ワンウェイプラスチック容器の削減に協力する店舗への支援を行う仕組みなどを検討します。

個別施策 2-3-③ 食品廃棄物の循環システムの構築

○食品廃棄物の循環システムの構築

事業所の食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物を市外施設で資源化する際は、搬入先市町村と事前協議を行い円滑な処理体制を確保することで、食品廃棄物の減量を推進する事業者の取組みを支援します。

基本方針3 新たなごみ収集・処理システムの構築

基本的施策

施策3-1 長期展望に基づく収集・処理システムの検討

今後の少子高齢化の進行など長期展望に基づく市民のライフスタイルの変化に対応するため、プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究や効果的に適正なごみ収集システムの構築の検討が重要です。

個別施策3-1-① プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究

○プラスチックごみの一括回収・リサイクルに向けた調査・研究

プラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視しつつ、調査・研究します。

○発泡スチロールの資源化の調査・研究

現在、白色トレイを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会で資源化を行っていますが、同様に発泡スチロールの分別回収及び資源化について調査・研究します。

○新たな分別区分の検討

分別区分については、東埼玉資源環境組合の計画や組合の構成市町と連携しながら、将来的な分別区分の統一について協議します。

○AIチャットボット・スマートスピーカーサービス導入の検討

市民からのさまざまな問い合わせに対して、対話形式で分別や処理方法、イベント情報の案内をAIが応答するサービスの導入を検討します。

個別施策3-1-② 資源化可能物拡大の検討

○資源化可能物拡大の検討

東埼玉資源環境組合を構成する5市1町（越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）が連携し、資源化可能物の拡大を検討します。

可燃ごみに含まれる雑紙の資源化やプラスチックごみの一括回収・リサイクルについて、国や民間処理業者の動向を注視しつつ、調査・研究します。

施策3-2 超高齢社会に対応した環境整備

今後、さらに一人暮らしの高齢者等の増加が見込まれることから、市民のニーズを的確に捉えながら、ごみ出しに関する新たな支援の必要があり、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなどを検討することが重要です。

また、高齢化による要介護者の増加に伴う在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量増加に対応するため、医療機関、収集運搬業者等の関係機関との連携・協力のもと、収集・処理方法のあり方について検討することが求められます。

個別施策3-2-① 「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討

- 「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討

現行のふれあい収集制度の内容に加え、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポートなど、ふれあい収集制度の拡充を検討します。

個別施策3-2-② 簡易版のごみ分別ガイド作成の検討

- ごみ排出方法の内容を簡略化した分別ガイド作成の検討

ごみの分別排出を促進するため、ごみの分別や排出方法をイラスト等により簡略化し、分かりやすくした分別ガイドの作成を検討します。

個別施策3-2-③ 使用済み紙おむつ対策の検討

- 使用済み紙おむつの回収ルートの検討

市内公立保育所において実施している使用済み紙おむつの回収について、老人福祉施設などの回収ルートの拡大を検討します。

- 使用済み紙おむつの資源化の検討

使用済み紙おむつの資源化の検討など、使用済み紙おむつ対策の検討を進めます。

個別施策3-2-④ 遺品整理などに伴う、一時多量ごみへの対応の検討

- 遺品整理などに伴う、一時多量ごみへの対応の検討

遺品整理などの際には、ごみや資源物が大量に排出されるだけでなく、家具や家電など再使用可能なものも多く排出されることが想定されることから、こうした状況に対応するため、収集運搬許可業者、整理業者やリユース業者等との連携した対応について調査・研究をします。

施策3-3 指定袋制度及びごみ処理有料化の検討

限られた財源でごみを処理するにあたり、ごみ処理経費の適正化が重要であることから、市民がごみの排出量やごみ収集の経費を確認できるよう、ホームページ等における情報発信が必要です。

また、指定袋制度や家庭系ごみの処理有料化について、制度内容の周知並びに理解促進を図るとともに、指定袋制度や家庭ごみの有料化の導入について必要性を検討します。

個別施策3-3-① ごみ処理に係る費用負担の検討

○ごみ処理に係る費用負担の検討

ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の推進、また負担の公平性の確保等の効果と、市民の負担増、社会的弱者に対する配慮などの課題を踏まえ、東埼玉資源環境組合を構成する各市町と連携しながら指定袋制度及びごみ処理有料化の導入の調査・研究をします。

個別施策3-3-② 計画の進捗状況等の情報発信・周知の徹底

○ごみ処理量やごみ処理費用等の情報発信・周知の徹底

定期的にごみ処理量やごみ処理費用等の情報を公開し、市民にごみ処理費用に対する意識を高めてもらうよう取り組みます。

○廃棄物会計基準の導入の検討

ごみ処理経費の透明化を図るため、廃棄物会計基準の導入を検討します。

コラム

指定袋制度とごみ処理有料化の違い

指定袋制度

ごみ処理に関する手数料を徴収せず、市が指定する一定の規格（サイズ、色）を有するごみ袋（指定袋）を購入し、使用をお願いするものです。

収集や処理の費用を袋代に加えていませんが、袋を指定することで、分別や減量が促進されます。



袋の価格のみ

ごみ処理有料化

ごみ処理に関する経費を手数料として上乗せした、市が指定するごみ袋などを購入し、経費の負担をお願いするものです。収集や処理の費用を袋代に加えることにより、市民のみなさんにごみを排出するコスト意識を持っていただき、分別や減量が促進されます。



袋の価格+ごみ処理手数料

施策3-4 きれいなまちづくりの推進

快適な都市環境を確保し、清潔できれいなまちづくりを進めるためには、地域ぐるみのきれいなまちづくり、不法投棄等の防止、空き缶・ペットボトル・吸い殻等のポイ捨て及び飼い犬のウンの放置の防止などを推進することが重要です。

海洋プラスチックごみ問題は、海だけの問題として捉えられがちですが、街中で発生したプラスチックごみは河川を通して海に流れ込んでおり、その解決には陸上で対策が大変重要です。

ごみ集積所については、排出ルール違反や資源物の持ち去りなど、管理運営上の問題が発生しています。また、カラス等によるごみの散乱対策も必要となってています。

個別施策3-4-① 地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進

○地域清掃活動の推進

自治会清掃や市内清掃美化運動等を支援します。

○海ごみゼロウイークなどへの参加の推進

「海ごみゼロ」を合言葉に行われる一斉清掃活動への参加を促すことで、世界中で増え続ける海洋ごみ問題の周知啓発とともに、海洋ごみを出さないという意識の醸成を推進します。

○ごみ集積所の維持・管理の推進

排出ルール違反については、看板の設置や警告シールの貼付などのきめ細かい指導を行います。また、カラス等によるごみの散乱対策として、防鳥ネットの貸し出しに加え、新たな対策として折り畳み式のネット回収ボックスの導入を検討します。

個別施策3-4-② 不法投棄・資源物持ち去りの防止

○不法投棄・資源物持ち去り対策の連携強化

引き続きパトロールを充実させ、啓発看板の設置や関係機関との連携を強化して、不法投棄・資源物持ち去りを防止します。

悪質なケースについては、警察とも連携して、厳格に対応します。

○不法投棄対策

広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置などの対策を行うとともに、他の取組事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

また、他自治体で運用しているスマートフォンアプリを活用した、市民から情報を受けることができるシステムの導入を検討します。

個別施策3-4-③ 越谷市まちをきれいにする条例の普及

○越谷市まちをきれいにする条例の普及

「越谷市まちをきれいにする条例」の普及を図ることで、ポイ捨て等を防止し、地域美化を進めます。

施策3-5 災害廃棄物等処理体制の強化

大規模災害時において、短期間に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理するために、市民・事業者・行政が協力し、平時から十分な対策をしておく必要があります。

特に、廃棄物の広域処理を図るため、近隣市町等との連携体制や、災害廃棄物の排出場所・収集方法・仮置き場等の処理対策について検討し、災害時の廃棄物処理が迅速に行えるよう、取組みが必要です。

個別施策3-5-① 災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し

○災害廃棄物処理計画の見直し

近年発生した災害における、他自治体の災害廃棄物等の処理状況を把握し、本市で定める「越谷市災害廃棄物処理計画」における仮置き場の運営方法や処理フロー等の見直しを行います。

○災害廃棄物処理マニュアルの見直し

「災害廃棄物処理マニュアル」について、訓練の実施結果等を踏まえ、大規模災害発生時に迅速な対応を行えるよう、見直しを行います。

個別施策3-5-② 災害廃棄物処理への備え

○関係機関との情報連絡体制の確保

大規模災害の発生時には、情報収集・連絡等が迅速かつ的確に行われるよう、関係行政機関、業界団体等との緊密な情報連絡体制の確保を図ります。

○災害廃棄物処理体制の構築

市民、事業者、行政による災害等を想定した訓練の実施など、災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

■災害廃棄物等処理における各主体の取組み

市民の取組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解 ●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施
事業者の取組み	●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施 ●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討
行政の取組み	●災害廃棄物等の処理方法の検討 ●災害廃棄物等の排出ルールに基づく訓練の実施 ●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保 ●仮置き場の確保に向けた検討 ●災害廃棄物等の収集・処分体制の構築

個別施策 3-5-③ 災害時のごみの排出方法等の広報

○平時からの市民・事業者への周知・啓発

災害廃棄物等の処理を適正に進めるためには、市民や事業者の理解と協力は欠かせません。このため、平時から災害廃棄物等の排出ルールについて、市民や事業者の理解を得られるよう周知・啓発します。

○仮置き場への排出方法等の適切な案内の検討

大量に発生する片づけごみについては、災害時の公衆衛生や道路上の安全を確保する観点から、仮置き場への排出方法等を適切に案内できるよう検討を進めます。

■災害時のごみ排出方法の各主体の取組み

市民の取組み	●災害時のごみ排出方法の平時からの理解（再掲）
事業者の取組み	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保の検討（再掲）
行政の取組み	●平時からの片づけごみの排出方法や仮置き場での分別（コンクリート、木くず、金属くず等）に関する情報提供
	●災害時の情報収集及び情報共有手段の確保（再掲）
	●災害時におけるごみ排出方法等の情報共有手段の検討

個別施策 3-5-④ 災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

○災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築

災害時におけるごみの収集・処分及び家屋を解体した際に生じるがれき等の災害廃棄物等の処理を迅速かつ円滑に対応できるよう、民間事業者との協力体制の構築を図ります。

個別施策 3-5-⑤ 他自治体等との相互支援体制の強化

○東埼玉資源環境組合を構成する各市町との相互支援体制の強化

東埼玉資源環境組合を構成する各市町との連携及び相互援助体制を強化することにより、災害廃棄物等の迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

○埼玉県清掃行政研究協議会の協定を活用した相互支援体制の強化

埼玉県清掃行政研究協議会とその会員である県、市町村及び関係一部事務組合で、災害発生時における一般廃棄物及び災害廃棄物の処理の相互支援に関する協定を締結していることから、引き続き迅速な処理体制及び支援体制の構築を図ります。

○大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の活動による相互支援体制の強化

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会の活動を通して、国・県及び他自治体との災害廃棄物処理に係る情報共有や広域連携を図ります。

第2節 ごみ処理の数値目標

(1) 施策効果を反映したごみ総排出量の推計

過去の人口、ごみや資源の排出量等を基に推計を行い、施策による削減効果を反映して推計した結果を図6-1のとおり示します。

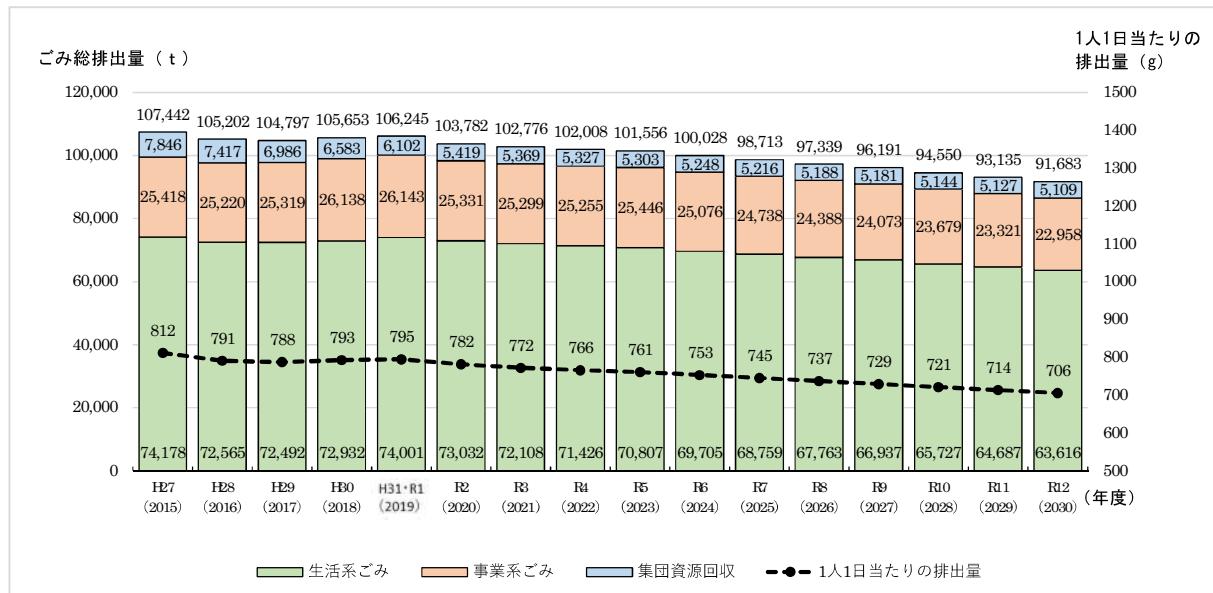


図6-1 ごみ総排出量の将来推計結果（施策効果を反映した場合）

（注）本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 数値目標の設定

ごみ処理の基本となる「数値目標」を、施策効果を反映した推計結果に基づき以下のとおり設定します。

表6-1 本計画の実績値と目標値

項目		単位	H31・R1 (2019) 実績値	R7 (2025) 目標値 ^(注)	R12 (2030) 目標値 ^(注)
1	1人1日当たりのごみ排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	795	740	690
2	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (生活系ごみ-資源ごみ)	g/人・日	528	490	440
3	事業系ごみ排出量	t/年	26,143	24,000	21,000
4	最終処分量	t/年	7,668	7,100	6,500
5	リサイクル率	%	17.7	20.0	25.0
6	家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,400	6,000

（注）目標値は予測値以上の減量をめざして設定しています。

- 目標1 1人1日当たりのごみ排出量を690g/人・日に削減する**
- 目標2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440g/人・日に削減する**
- 目標3 事業系ごみ排出量を21,000t/年に削減する**

ごみ排出量を削減するためには、ごみを出さないライフスタイルへの転換が重要です。

今後は、使い捨てのライフスタイルを改善するための普及啓発や、ごみ削減に向けて実効性のある取組みを優先的に実施することで、令和12年度(2030年度)までに1人1日当たりのごみ排出量を795g/人・日(2019年度実績)から690g/人・日に約13%削減します。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を528g/人・日(2019年度実績)から440g/人・日に約16%削減します。

また、事業系ごみ排出量を26,143t/年(2019年度実績)から21,000t/年に約20%削減します。

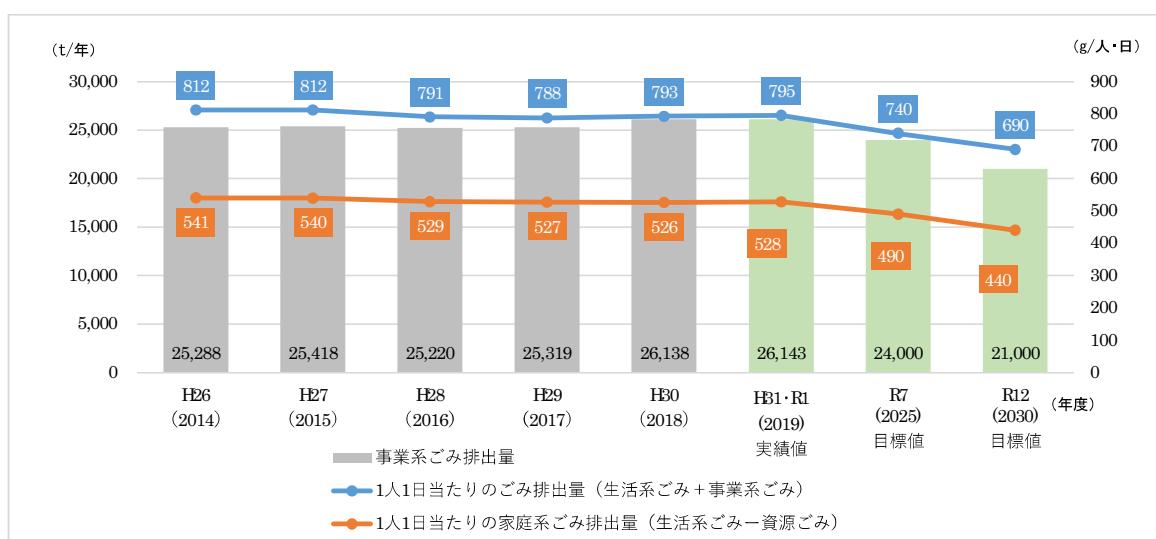


図6-2 1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の目標値

目標4 最終処分量を6,500t/年に削減する

ごみ排出量の削減とごみの資源化を積極的に推進することで最終処分量の削減に努め、令和12年度（2030年度）までに最終処分量を7,668t/年（令和元年度（2019年度）実績）から6,500t/年に約15%削減します。

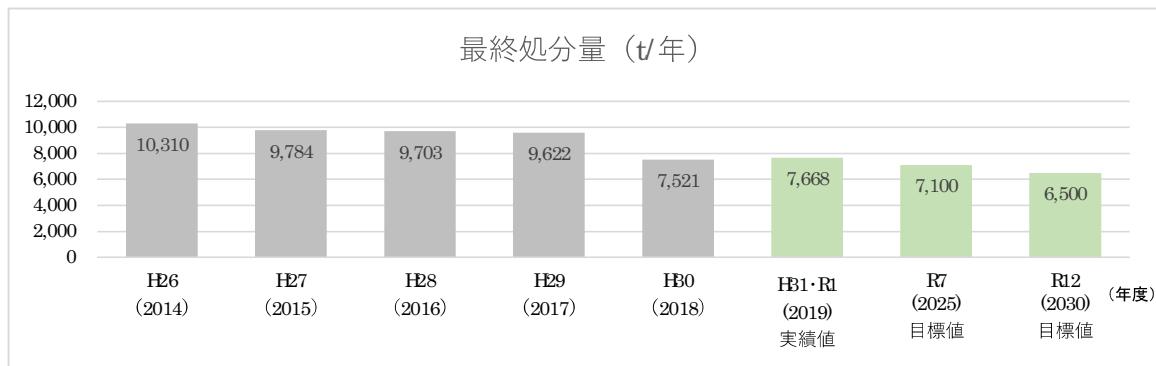


図6-3 最終処分量の目標値

目標5 リサイクル率を25%に引き上げる

ごみの資源化には、分別を適切に実施することが重要となります。

このため、分別の徹底を呼びかける啓発活動や、資源物を排出しやすい環境づくりに取り組むことで、令和12年度（2030年度）までにリサイクル率を17.7%（令和元年度（2019年度）実績）から25%に約7ポイント引き上げます。この場合、焼却熱の資源化分を考慮したリサイクル率は約37%となります。

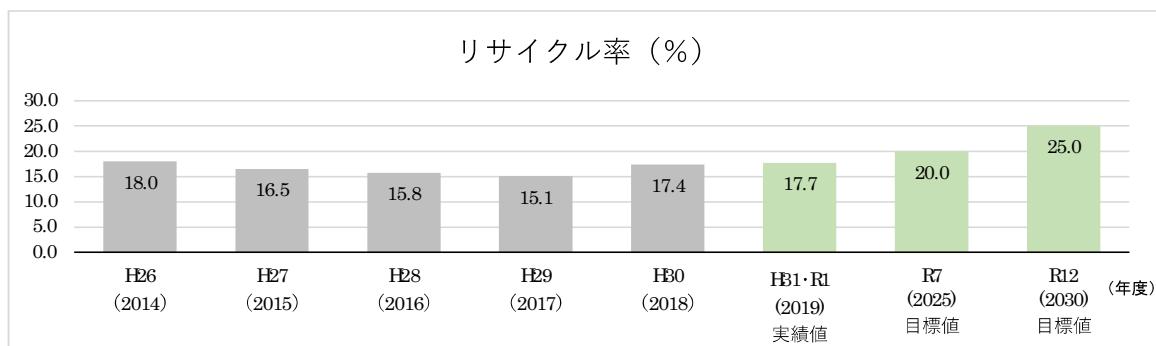


図6-4 リサイクル率の目標値

目標6 家庭から排出される食品ロス量を6,000t/年に削減する

家庭から排出される食品ロス量を削減するためには、1人1人が食べ物を無駄にしない意識を持つことが重要です。

今後は、食品ロス削減の必要性について普及啓発を行い、可能なものから具体的な行動に移すことで、令和12年度（2030年度）までに家庭から排出される食品ロス量を8,047t/年（令和元年度（2019年度）実績）から6,000t/年に約25%削減します。

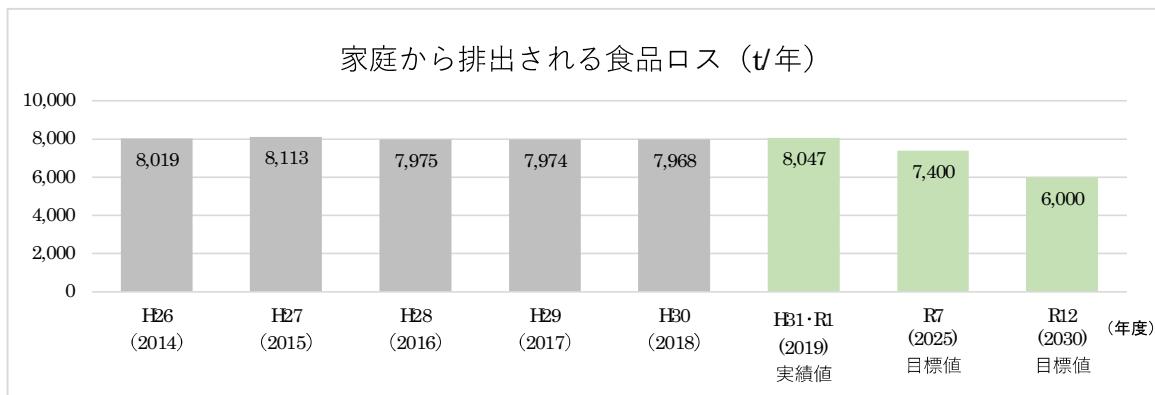


図6-5 家庭から排出される食品ロス量の目標値

コラム

家庭での食品ロスの取組みの効果は・・・

食品ロスを計量することで、約2割の食品ロスを減らすことができます。また、食品ロスを減らす取組みをすることで、約4割の食品ロスを減らすことができます。

出典：消費者庁ウェブサイト
(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/pamphlet/)



第3節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

生活系ごみの収集運搬は、直営ないし委託業者にて行います。

事業系ごみについては、自らの責任において適正に処理することを基本原則としますが、本市で処理処分可能なごみに限り受け入れることとし、収集運搬は許可業者もしくは直接搬入にて行うこととします。

表 6-2 ごみの収集区分と収集運搬体制

分類	項目	収集運搬担当	収集方式	排出形態	収集回数
生活系ごみ	燃えるごみ	市	ステーション	袋	週2回
	ペットボトル	市	ステーション	カゴ	隔週
	白色トレイ	市	ステーション	カゴ	隔週
	古着類	市	ステーション	袋	隔週
	古紙類	市	ステーション	ひも結束	隔週
					隔週
	雑紙	市	拠点回収	—	—
	燃えないごみ	市	ステーション	カゴ	隔週
	缶	市	ステーション	カゴ	隔週
	びん	市	ステーション	カゴ	隔週
	粗大ごみ	市	戸別	—	隨時 (申込制)
	危険ごみ	市	ステーション	カゴ	隔週
	粗大ごみ・せん定枝	直接搬入(排出者)	—	—	随时
事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者	—	—	—
	燃えないごみ	許可業者 直接搬入	—	—	—
	せん定枝(公共施設)		—	—	—
	資源物(食品循環資源等)	許可業者	—	—	—

(2) 中間処理計画

① 燃えるごみ、せん定枝

燃えるごみ、せん定枝については、東埼玉資源環境組合に搬入して中間処理を行います。

燃えるごみは、第一工場ごみ処理施設において焼却処理を行います。焼却処理に伴って発生する熱を利用した発電や熱供給を行っており、焼却灰等の一部は再生利用します。

せん定枝は、堆肥化施設において堆肥化し、有機栽培や緑化の推進に有効活用します。

② 燃えないごみ

燃えないごみは越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎処理し、資源を選別した後、可燃残さは東埼玉資源環境組合にて焼却処理し、不燃残さについては埋立処分します。

③ 資源ごみ

ア 古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）、ペットボトル、古着類、白色トレイ

家庭から排出される古紙類、ペットボトル、古着類、白色トレイについては、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

また、事業所から排出されるごみについては、事業者の責任で適切にリサイクルするよう指導を行います。

イ 缶、びん、危険ごみ、粗大ごみ

缶、びん、危険ごみ、粗大ごみについては、越谷市リサイクルプラザに搬入して破碎・選別処理を行い、資源は民間の再生事業者に引き渡して資源化します。不燃残さについては埋立処分します。

ウ 雜紙、小型家電（拠点回収分）

市の公共施設で雑紙、小型家電の拠点回収を実施します。

拠点回収した雑紙、小型家電は、他の古紙類や小型家電と同様、民間の再生事業者に引き渡して資源化します。

(3)最終処分計画

東埼玉資源環境組合における燃えるごみの焼却処理後の残さは、組合の第二最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）と県内及び県外の最終処分場において埋立処分します。

越谷市リサイクルプラザでの不燃残さについては、埼玉県環境整備センターにおいて埋立処分します。市の所有する越谷市一般廃棄物最終処分場には、県の最終処分場を優先的に使うため、当分の間、搬入は行いません。不燃残さ量は大きく変化しないと見込まれますが、最終処分量の削減を図るためにもごみの排出抑制・資源化に努める必要があります。

なお、埋立処分量の推移に応じて、適切な時期に施設の整備について検討します。

第4節 ごみの処理施設の整備に関する事項

(1) 中間処理施設

ごみの中間処理を実施するための東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設・堆肥化施設及び越谷市リサイクルプラザの処理能力、処理方式等は次のとおりです。

表 6-3 東埼玉資源環境組合 第一工場ごみ処理施設

項目	内 容
設 置 主 体	東埼玉資源環境組合
所 在 地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷 地 面 積	45,875.44m ² (堆肥化施設を含む)
竣 工	平成7年9月
焼却能力及び処理方式	800t/日 (200t/日・炉×4炉) 全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融処理能力及び処理方式	160t/日 (80t/日・炉×2炉 (1炉予備)) アーク式電気溶融炉
発電設備能力及び発電方式	24,000kW (12,000kW/基×2基) 抽気復水タービン空冷式
余 熱 利 用	蒸気タービンによる発電、場内熱供給、給湯及び場外への熱供給

表 6-4 東埼玉資源環境組合 堆肥化施設

項目	内 容
設 置 主 体	東埼玉資源環境組合
所 在 地	埼玉県越谷市増林三丁目2番地1
敷 地 面 積	7,800m ²
竣 工	平成11年9月
処 理 能 力	一次破碎機 4.5t/hr (破碎後サイズ: 120mm程度) 二次破碎機 3.0t/hr (破碎後サイズ: 50mm程度) 三次破碎機 0.9t/hr (破碎後サイズ: 25mm程度)

表 6-5 越谷市リサイクルプラザ

項目	内 容
設 置 主 体	越谷市
所 在 地	埼玉県越谷市大字砂原 355 番地
敷 地 面 積	9,684.02m ²
竣 工	平成 18 年 3 月（資源化施設） 平成 19 年 10 月（啓発・業務施設）
処 理 能 力 ^(注)	不燃・不燃粗大ごみ 25.6t/日 可燃粗大ごみ 2.8t/日 びん 15.2t/日 缶 8.0t/日 危険ごみ 0.4t/日

(注) 1 日 5 時間稼動としたときの処理能力

(2)最終処分場

埼玉資源環境組合からの焼却残さ及び越谷市リサイクルプラザからの不燃残さの埋め立て処分を実施するための、東埼玉資源環境組合一般廃棄物最終処分場（エコパーク吉川「みどり」）・埼玉県環境整備センター・越谷市一般廃棄物最終処分場（現在は搬入を行っていません。）の埋立面積、計画埋立容量等は次のとおりです。

表 6-6 東埼玉資源環境組合 一般廃棄物第二最終処分場

項目	内 容
設 置 主 体	東埼玉資源環境組合
愛 称	エコパーク吉川「みどり」
所 在 地	埼玉県吉川市大字高久 666 番地 1
埋 立 開 始 年	平成 14 年 4 月
埋 立 対 象 物	溶融スラグ
埋 立 面 積	31,000m ²
計 画 埋 立 容 量	170,000m ³
浸出水処理施設規模	120m ³ /日

表 6-7 埼玉県環境整備センター

項目	内 容
設 置 主 体	埼玉県
所 在 地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 大字富田地内
埋 立 開 始 年	平成元年2月
埋 立 対 象 物	一般廃棄物及び産業廃棄物
埋 立 面 積	977,000m ²
計 画 埋 立 容 量	1,930,000m ³
浸出水処理施設規模	650m ³ /日

表 6-8 越谷市一般廃棄物最終処分場

項目	内 容
設 置 主 体	越谷市
所 在 地	埼玉県越谷市大字砂原 146 番地 1
埋 立 開 始 年	平成2年6月
埋 立 対 象 物	破碎選別後の不燃性残さ
埋 立 面 積	11,494m ²
計 画 埋 立 容 量	60,730m ³
浸出水処理施設規模	45m ³ /日

第5節 その他ごみ処理に関し必要な事項

○廃棄物減量等推進審議会との連携

市民・事業者等から構成される廃棄物減量等推進審議会を引き続き設け、本計画の進捗を継続的に確認するとともに、本市の地域特性に応じたごみ減量・資源化について検討します。

コラム

越谷市廃棄物減量等推進審議会とは

本市では、総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。この審議会に本計画の進捗状況を毎年度報告し、評価を行います。

越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、法第5条の7第1項の規定により越谷市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市民及び団体の代表者

（2）知識経験者

（3）物の製造及び販売等を行う事業者

（4）廃棄物の再生等を行う事業者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか審議会について必要な事項は、規則で定める。

第6節 計画処理フロー

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）までの越谷市におけるごみ処理フローは、図6-6に示すとおりです。

基本的に、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみについては、現行の処理・処分方法を継続します。

なお、「プラスチック資源」の区分を設けて、プラスチックごみを一括回収してリサイクルする新たな制度については、現時点では制度の詳細が判明していないことから、今後の国の動向を注視し新制度の概要が明確になり次第、検討します。

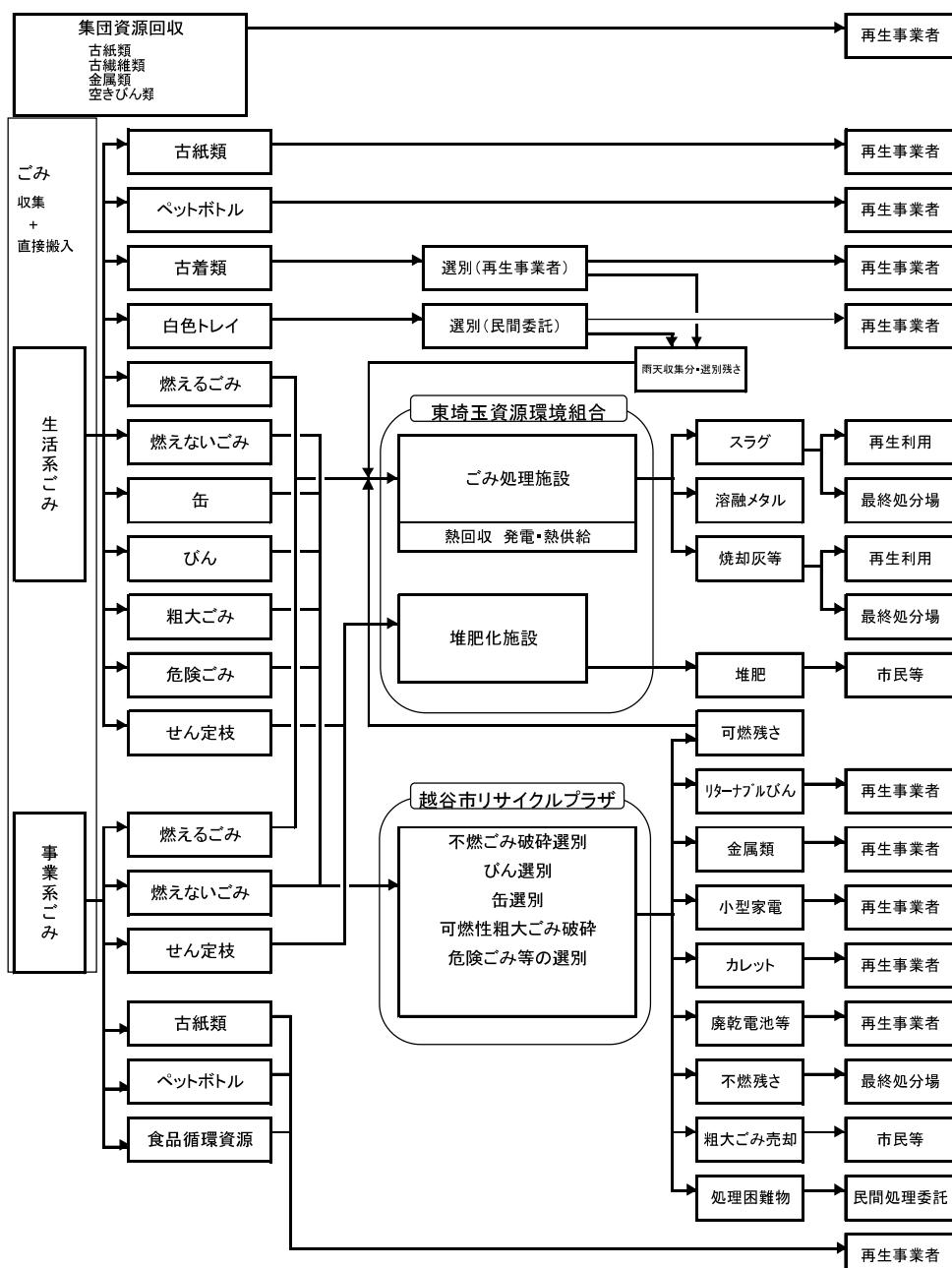
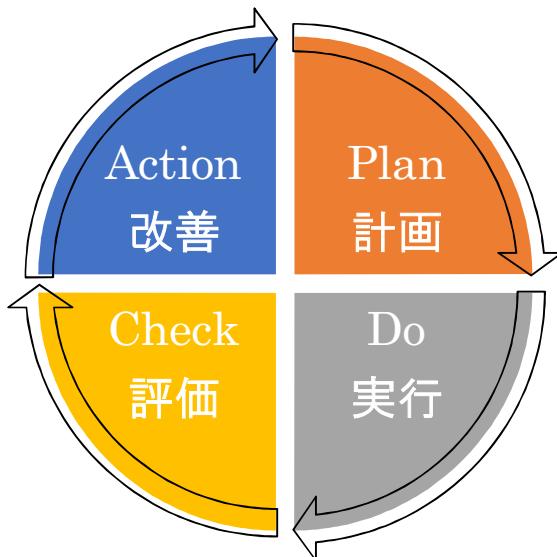


図6-6 ごみ処理フロー図

第7章 計画の進行管理

この改定計画では、計画に基づく施策（Plan）、実行（Do）、評価（Check）及び改善（Action）からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。



Plan - 計画の策定 -

- ごみの減量・資源化等の目標を定めた「越谷市一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画」を策定します。

Do - 施策の実行 -

- 10年間の計画期間において、一般廃棄物の減量・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組みを推進します。

Check - 進行管理・評価・公表 -

- 毎年度、進捗状況を評価・検証し、単年度の見込量を設定します。
- 進捗状況を検証するため、ごみ質測定調査などを実施します。
- 進捗状況については、毎年、越谷市廃棄物減量等推進審議会に報告するとともに、市のホームページなどを通じて広く周知します。

Action - 改善 -

- 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への到達に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。
- 中間目標年度である令和7年度（2025年度）に、越谷市廃棄物減量等推進審議会に基本計画の施策の進捗等を総合的に報告するとともに、必要に応じて施策・事業や数値目標の見直しを行います。

資料編

1 ごみ排出量の将来推計資料

1. 将来人口推計

人口推計は、第5次越谷市総合振興計画における人口推計結果を用います。

本市は令和4年（2022年）をピークに減少傾向に転じると予測されており、令和30年（2048年）には290,950人と推計します。

本計画の目標年度である令和12年度（2030年度）の推計値は336,100人となっており、計画初年度の令和3年度（2021年度）の345,500人から9,400人、約2.7%の減少となっています。

年度	実績				
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)
人口	336,151	338,688	340,206	342,401	344,088

（各年10月1日現在）

年度	推計										
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
人口	344,682	345,500	345,800	345,500	344,700	343,700	342,400	341,000	339,500	337,900	336,100

（各年4月1日現在）

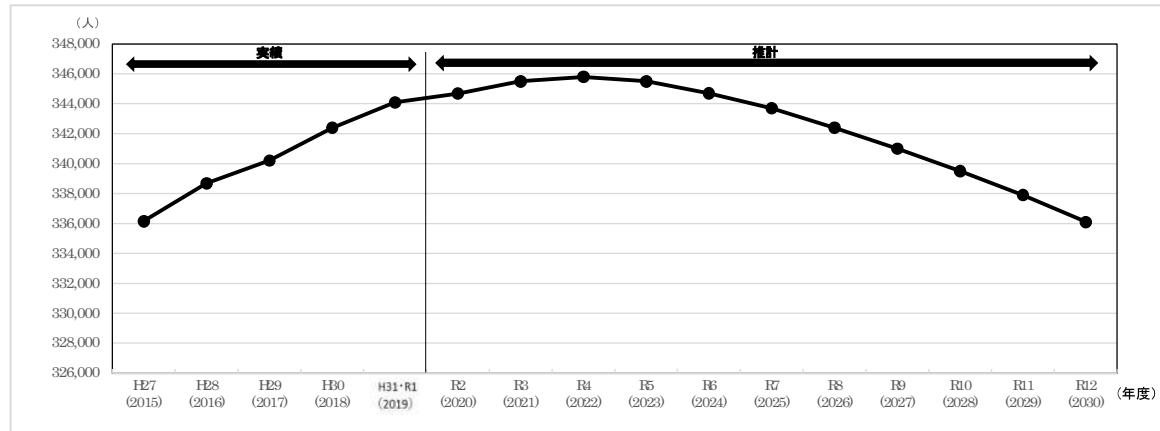


図1 将来人口推計結果

（注1）R2年度の人口は実績値。

（注2）H27～H31・R1年度までは各年10月1日の値、R2年度以降は各年4月1日の値。

2. ごみ排出量の将来推計（現状のまま推移した場合）

（1）推計方法

ごみ排出量の将来推計は、ごみの区分別に過去の実績からトレンド式に当てはめるトレンド推計法を用います。

ごみ区分別の排出量の推計方法は、表1に示すとおりです。

表1 ごみ排出量の推計方法（ごみ区分別）

ごみ区分		推計方法
ごみ排出量	家庭系ごみ排出量	下記項目の推計値の合計
	事業系ごみ排出量	H22年度からH31・R1年度の総排出量からトレンド式による推計を行いロジスティック式を採用した
	集団資源回収量	下記項目の推計値の合計
家庭系ごみ排出量	古紙類（拠点回収以外）	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行いべき乗式を採用した
	ペットボトル	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行いべき乗式を採用した
	古着類	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い一次指數式を採用した
	白色トレイ	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い半対数式を採用した
	燃えるごみ	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い半対数式を採用した
	せん定枝	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行いべき乗式を採用した
	燃えないごみ	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行いロジスティック式を採用した
	缶	H26年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からの平均値で推計するものとした
	びん	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い直線式を採用した
	危険ごみ	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行いべき乗式を採用した
	粗大ごみ	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い半対数式を採用した
事業系ごみ排出量	燃えるごみ	H27～H31・R1年度の事業系ごみ排出量に対する平均比率から算出した
	せん定枝	同上
	燃えないごみ	同上
	古紙類（学校給食）	同上
	公共施設ペットボトル	同上
集団資源回収量	古紙類	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い半対数式を採用した
	古繊維類	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い直線式を採用した
	金属類	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い半対数式を採用した
	空きびん類	H22年度からH31・R1年度の実績値（原単位）からトレンド式による推計を行い一次指數式を採用した
再生利用量	直接資源化	H27～H31・R1年度のごみ排出量に対する平均比率から算出した
	東埼玉	同上
	その他	同上
	リサイクルプラザ	同上
	集団資源回収	上記の集団資源回収と同様の方式とした
ごみ処理・処分状況	焼却量	H27～H31・R1年度のごみ排出量に対する平均比率から算出した
	最終処分量（東埼玉）	同上
	最終処分量（リサイクル）	同上

(注) トレンド推計法の推計式は次のとおりです。

推定式	計算式	特徴
直線式	$y=a \cdot x+b$	傾き一定で単調に増加（減少）する場合を示す式
自然対数式	$y=a \cdot \ln x+b$	徐々に増加率（減少率）が穏やかになる曲線式
べき乗式	$y=a \cdot x^b$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
指数式	$y=a \cdot b^x$	徐々に増加率（減少率）が増加していく曲線式
二次式	$y=a \cdot x^2+b \cdot x+c$	増減を大きく放物線で示す式
ロジスティック式	$y=K/(1+a \cdot \exp(-b \cdot x))$	K値を上限として、上限と下限で左右対称となる推計式

y : 計画年度における予測値

x : 計画年度－基準年度

a, b, c : 定数

K : 過去の実績値から求められる飽和値

(2) ごみ排出量の推計結果

現状のまま推移した（新たな施策等による減量を見込まない）場合のごみ排出量の推計結果を図2に示します。

現状のまま推移した場合の令和12年度（2030年度）のごみ排出量は100,041t/年と推計します。なお、推計結果の詳細は表4に示すとおりです。

年度	実績				
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)
生活系ごみ排出量(t/年)	74,178	72,565	72,492	72,932	74,001
事業系ごみ排出量(t/年)	25,418	25,220	25,319	26,138	26,143
集団資源回収量(t/年)	7,846	7,417	6,986	6,583	6,102

年度	推計										
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
生活系ごみ排出量(t/年)	74,971	72,690	72,555	72,560	72,142	71,954	71,782	71,860	71,278	70,872	70,425
事業系ごみ排出量(t/年)	25,401	25,440	25,466	25,484	25,496	25,505	25,510	25,514	25,517	25,518	25,520
集団資源回収量(t/年)	5,322	5,181	5,045	4,927	4,780	4,656	4,535	4,432	4,307	4,202	4,097

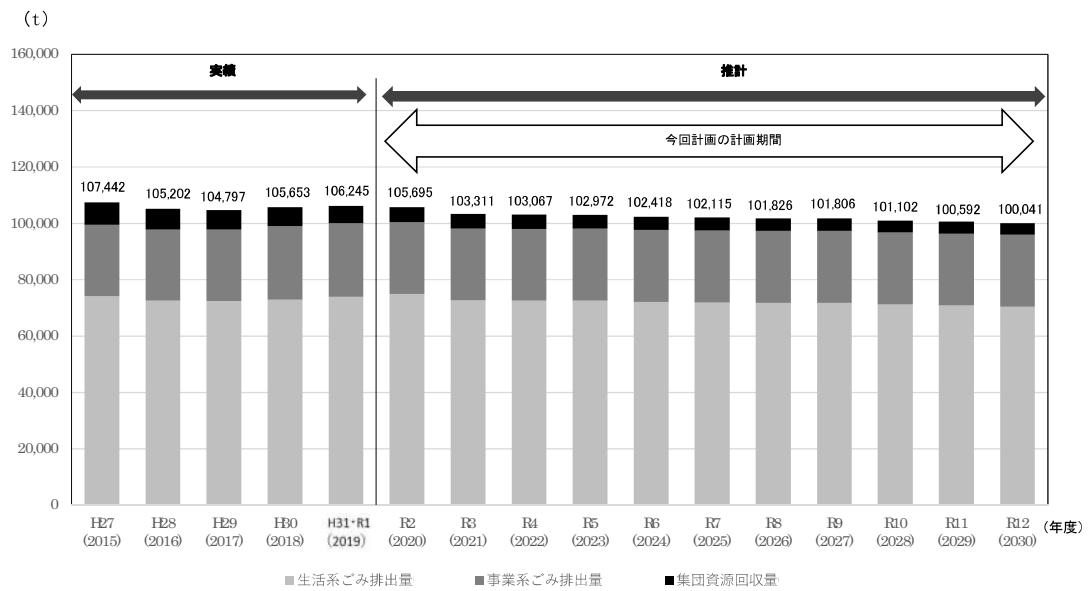


図2 生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団資源回収量の推計結果
(現状のまま推移した場合)

(注) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3. ごみ排出量の将来推計（施策効果を反映した場合）

(1) 推計方法

本計画における施策の効果については、施策ごとに表2に示すとおり設定します。

表2 施策ごとの効果の設定

施策（事業）	効果の設定	基準年 《H31・R1年度（2019年度）》		目標年 《R12年度（2030年度）》	
		原単位（g）	年間（t）	原単位（g）	年間（t）
家庭ごみの減量 生ごみ水切り	【生活系：燃えるごみ】 家庭ごみの生ごみ（食品系廃棄物）の水切りを行うことで、目標年度（令和12年）に生ごみの排出量を令和元年度から10%削減する。	143	17,987	129	15,769
家庭ごみの減量 食品ロスの削減	【生活系：燃えるごみ】 国の目標と整合を図り、家庭ごみの食品ロスを、目標年度に平成12年度に対し半減する。	64	8,022	56	6,833
レジ袋の削減	【生活系：燃えるごみ】 環境省の「容器包装廃棄物実態調査結果」より、販売店のレジ袋は家庭の燃えるごみの0.6%（湿重量比）であることから、目標年度にレジ袋を0.3%とする。	3	376	1	182
プラスチック・スマートの推進	【生活系：燃えるごみ】 生活系の「燃えるごみ」に含まれるプラスチック類を目標年度に令和元年度から10%削減する。	268	33,768	241	29,605
	【事業系：燃えるごみ】 事業系の「燃えるごみ」に含まれるプラスチック類を目標年度に令和元年度から10%削減する。	70	8,874	63	7,780
家庭ごみの減量 集団資源回収の活性化 事業系ごみの減量 紙類の分別徹底	【生活系：燃えるごみ】 【集団資源回収：古紙類】 生活系の「燃えるごみ」中に含まれるリサイクル可能な紙（約6%）を分別し、目標年度に約1.5%を資源物（行政回収、集団資源回収）へと供出す。	31	3,867	22	2,728
	【事業系：燃えるごみ】 事業系の「燃えるごみ」中に含まれるリサイクル可能な紙（約18%）を分別し、目標年度に15%以下とする。	37	4,626	30	3,728
事業系ごみの減量 食品ロスの削減 生ごみの水切り	【事業系：燃えるごみ】 事業系の「燃えるごみ」中に含まれる厨芥類（約25%）を目標年度に令和元年度から15%削減する。	50	6,284	42	5,203

(2) ごみ排出量の推計結果

施策効果を反映した（新たな施策等による効果を見込んだ）場合のごみ排出量の推計結果を図3に示します。

施策効果を反映した場合の令和12年度（2030年度）のごみ排出量は91,683t/年と推計します。なお、推計結果の詳細は表5に示すとおりです。

年度	実績				
	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31・R1 (2019)
生活系ごみ排出量(t/年)	74,178	72,565	72,492	72,932	74,001
事業系ごみ排出量(t/年)	25,418	25,220	25,319	26,138	26,143
集団資源回収量(t/年)	7,846	7,417	6,986	6,583	6,102

年度	推計										
	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
生活系ごみ排出量(t/年)	73,032	72,108	71,426	70,807	69,705	68,759	67,763	66,937	65,727	64,687	63,616
事業系ごみ排出量(t/年)	25,331	25,299	25,255	25,446	25,076	24,738	24,388	24,073	23,679	23,321	22,958
集団資源回収量(t/年)	5,419	5,369	5,327	5,303	5,248	5,216	5,188	5,181	5,144	5,127	5,109

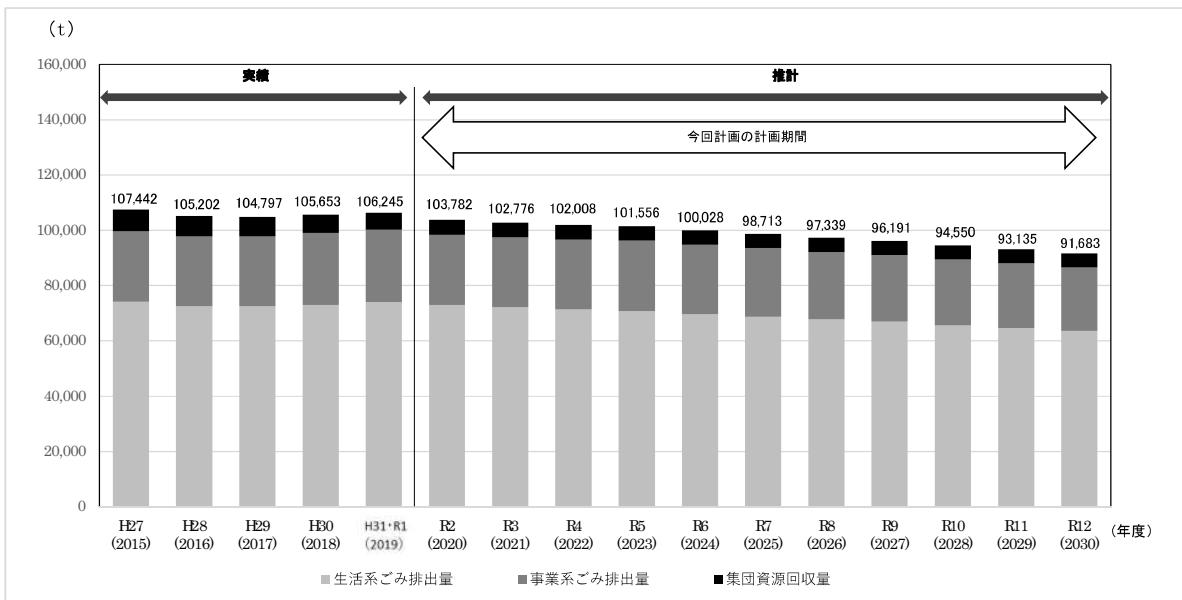


図3 生活系ごみ、事業系ごみ排出量、集団資源回収量の推計結果
(施策効果反映)

(注) 本書における図表内の数値については、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4. 目標項目の推計結果

目標項目の中間目標年度《令和 7 年度（2025 年度）》及び計画目標年度《令和 12 年度（2030 年度）》における、現状のまま推移した場合と施策効果を反映した場合の推計値は表 3 に示すとおりです。

表3 中間目標年度及び計画目標年度における推計結果

目標項目		単位	R1(2020) 実績	R7(2025) 現状維持	R7(2025) 施策効果反映	R12(2030) 現状維持	R12(2030) 施策効果反映
1	1人1日当たりのごみ排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	795	777	745	782	706
2	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (生活系ごみ-資源ごみ)	g/人・日	528	519	494	523	467
3	事業系ごみ排出量	t/年	26,143	25,505	24,738	25,520	22,958
4	最終処分量	t/年	7,668	8,689	8,400	8,513	7,802
5	リサイクル率	%	17.7	14.5	15.3	13.9	15.7
6	家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,047	7,881	7,444	7,760	6,833

表4 ごみ排出量の推計結果（現状のまま推移した場合）

年度	累積値											推計値				
	H27	H28	H29	R30	R31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
行政人口	336,151	338,638	340,206	342,401	344,088	345,500	345,800	344,700	343,700	342,400	341,000	339,500	337,900	336,100	334,500	333,900
ごみ排出量	生活系ごみ排出量	人	74,178	72,565	72,492	72,932	74,001	74,971	72,690	72,555	72,442	71,354	71,360	71,273	70,812	70,423
生活系ごみ排出量	家庭系ごみ排出量	t/年	66,527	65,416	65,408	65,799	66,488	67,760	65,543	65,241	65,149	65,074	65,233	64,768	64,461	64,116
生活系ごみ排出量	事業系ごみ排出量	t/年	25,418	25,220	25,319	26,138	26,143	25,401	25,466	25,484	25,505	25,514	25,518	25,520	25,517	25,520
集団資源回収量	古着類(地元回収外)	t/年	7,346	7,417	6,986	6,533	6,102	5,322	5,181	5,045	4,927	4,780	4,656	4,535	4,432	4,307
生活系ごみ排出量	古着類(地元回収外)	t/年	3,007,8	3,005,1	3,003,3	3,002,8	3,002,5	3,002,7	3,002,4	3,002,3	3,002,2	3,002,1	3,002,0	3,001,9	3,001,8	3,001,7
ベットボトル	t/年	817,2	802,6	811,6	857,5	888,0	833,5	832,4	829,7	828,5	821,5	816,6	811,2	808,0	800,2	794,5
古着類	t/年	577,2	547,1	551,1	563,5	621,0	574,9	573,8	570,3	566,2	562,0	557,4	554,1	547,7	542,7	538,5
白色トレイ	t/年	31,4	27,3	27,3	25,9	24,6	23,6	23,9	22,9	22,1	21,3	20,4	19,6	18,3	17,5	16,3
燃え木	t/年	63,166,7	62,175,4	62,079,5	62,067,2	62,672,7	63,926,2	61,959,	61,800,4	61,940,6	61,563,6	61,503,2	61,674,1	61,235,1	60,946,5	60,621,3
せん定枝	t/年	66,3	65,2	67,0	57,3	58,3	58,6	57,9	56,7	55,8	55,8	55,8	54,5	53,3	52,1	52,1
燃え木	t/年	1,691,1	1,564,2	1,614,5	1,831,2	1,912,7	2,027,4	1,768,0	1,778,4	1,786,9	1,780,3	1,776,4	1,770,9	1,757,2	1,748,9	1,739,6
缶	t/年	616,9	610,7	617,4	633,7	617,3	626,7	628,2	628,3	628,7	628,7	624,9	622,5	621,	617,3	611,6
ひん	t/年	2,223,9	2,154,0	2,109,3	1,939,8	1,940,0	1,839,1	1,836,5	1,783,5	1,722,4	1,692,2	1,602,2	1,546,3	1,482,1	1,422,0	1,360,5
危険ごみ	t/年	254,8	235,6	242,5	248,0	259,1	249,8	247,7	246,1	242,9	240,4	237,9	236,0	232,8	230,4	227,9
粗大ごみ	t/年	1,348,2	1,315,6	1,486,1	1,594,4	1,504,9	1,495,9	1,508,2	1,517,1	1,520,0	1,512,3	1,507,9	1,500,2	1,489,5	1,482,5	1,474,6
事業系ごみ排出量	燃え木	t/年	24,369,5	24,655,3	24,599,0	25,286,8	25,513,4	24,740,4	24,78,0	24,803,6	24,821,1	24,832,3	24,845,4	24,852,5	24,854,3	24,855,4
せん定枝	t/年	295,4	247,8	338,7	338,7	556,2	348,0	352,7	353,2	353,6	353,9	354,1	354,2	354,3	354,3	354,4
燃え木	t/年	313,0	-	277,9	283,0	283,6	244,8	278,0	278,4	278,4	279,0	279,1	279,2	279,3	279,3	279,3
古着類(学童会金)	t/年	-	38,7	38,0	37,4	33,9	29,3	29,3	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4	29,4
公共施設へッポトル	t/年	-	-	-	2,3	2,3	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0	1,0
集団資源回収量	古着類	t/年	7,507,3	7,084,9	6,651,4	6,246,2	5,766,9	5,000,0	4,859,5	4,725,4	4,607,6	4,464,3	4,341,7	4,223,0	4,122,8	4,001,1
金屬類	t/年	114,6	112,4	108,7	116,4	113,2	101,8	101,5	101,0	100,6	99,9	98,5	97,7	96,0	94,3	93,6
生きひん類	t/年	218,3	214,2	221,1	215,4	217,9	216,4	216,9	215,8	216,2	213,9	213,3	212,5	210,9	209,4	208,6
再生利用量	生きひん類	t/年	5,0	4,9	4,7	4,6	3,8	3,8	2,6	2,6	2,3	2,3	2,0	1,8	1,6	1,2
直接資源化	t/年	4,201,4	3,848,4	3,733,9	3,949,6	4,426,6	4,076,5	4,063,1	4,045,6	4,033,8	3,995,7	3,967,6	3,937,2	3,917,4	3,876,2	3,845,3
東埼玉	t/年	1,212,5	1,114,4	882,7	987,5	982,7	632,8	593,5	2,046,9	2,000,7	1,996,0	1,994,1	1,983,4	1,977,5	1,971,9	1,957,9
その他	t/年	559,6	507,1	522,9	542,0	571,5	533,9	521,3	520,6	520,6	517,3	515,8	514,2	510,2	508,1	505,3
リサイクルプラザ	t/年	3,966,2	3,774,2	3,752,5	3,720,1	3,666,9	3,773,9	3,683,9	3,674,5	3,665,7	3,645,8	3,635,5	3,634,3	3,609,7	3,591,5	3,571,3
ごみ処理・処分状況	t/年	7,845,9	7,461,6	6,966,2	6,582,6	6,101,8	5,321,8	5,181,0	5,045,1	4,927,0	4,779,9	4,655,5	4,534,8	4,432,1	4,307,0	4,202,0
廃棄量	t/年	89,520,5	88,331,4	88,295,4	89,063,8	89,933,5	88,886,1	86,881,6	86,676,0	86,596,2	86,130,3	85,875,4	85,333,2	85,616,2	85,023,9	84,594,9
最終処分量(更替玉)	t/年	9,704	9,703	9,692	7,521	7,669	8,791	8,791	8,791	8,791	8,762	8,762	8,762	8,762	8,762	8,762
最終処分量(リサイクルサ)	t/年	966,0	825,2	839,0	877,1	872,4	886,3	866,3	864,2	863,4	856,3	855,3	853,7	847,3	843,5	838,9
目標値設定項目	1人日当たりのごみ排出量	g/人・日	812	791	788	733	705	738	778	777	776	777	778	780	781	782
生活系ごみ+事業系ごみ	g/人日	540	529	527	526	528	539	520	519	518	519	519	521	523	523	523
生活系ごみ排出量	t/年	25,418	25,220	25,319	26,143	24,901	25,400	25,400	25,400	25,400	25,400	25,400	25,510	25,510	25,510	25,510
事業系ごみ排出量	t/年	9,704	9,703	9,692	7,521	7,669	8,791	8,791	8,791	8,791	8,762	8,762	8,762	8,762	8,762	8,762
最終処分量	%	16,5	15,8	15,1	17,4	17,7	14,9	15,0	14,8	14,6	14,5	14,3	14,2	14,1	14,0	13,9
リサイクル率	t/年	8,113	7,975	7,974	7,968	8,047	8,183	7,931	7,921	7,921	7,891	7,891	7,894	7,838	7,801	7,760

(注)R2年度の人口は実績値。
(注)2)H27～H31・R1年度までの人口は各年10月1日の値。

表5 ごみ排出量の推計結果（施策効果を反映した場合）

年度	実績値												推計値					
	H27	H28	12/9	H20	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
人口		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
行政人口	人	336,151	338,688	340,206	344,401	344,632	345,500	345,800	345,500	344,700	343,700	342,400	341,000	341,000	339,500	337,900	336,100	
計画収集人口	人	336,151	338,688	340,206	342,401	344,632	345,500	345,800	345,500	344,700	343,700	342,400	341,000	341,000	339,500	337,900	336,100	
ごみ排出量																		
生活系ごみ排出量	t/年	74,173	72,365	72,492	72,932	74,001	73,032	72,108	71,456	70,801	69,705	66,759	61,163	66,937	65,722	64,691	63,616	
事業系ごみ排出量	t/年	66,527	65,416	65,399	65,408	65,380	64,961	64,332	63,397	62,804	61,953	60,310	58,217	57,308	57,276	57,308	57,308	
集団資源回収量	t/年	25,418	25,220	25,319	26,138	26,143	25,331	25,299	25,255	25,446	25,076	24,738	24,385	24,073	23,679	23,321	22,968	
生活系ごみ排出量(廻り回収以外)	t/年	3,395.3	3,907.3	2,885.1	3,053.3	3,522.9	3,212.7	3,200.7	3,185.6	3,175.0	3,143.5	5,303	5,181	5,144	5,127	5,109	5,109	
古紙類(ペットボトル)	t/年	817.2	302.6	811.6	857.5	621.0	547.1	551.1	574.9	573.8	571.8	821.1	823.3	816.6	811.2	808.0	804.0	
古着類	t/年	577.2	27.3	25.9	24.6	23.6	23.9	22.9	22.1	21.3	20.4	19.6	18.9	18.2	17.5	16.8	16.2	
白色トレイ	t/年	31.4	63,166.7	62,754.4	62,079.5	62,061.2	62,672.7	61,986.5	61,317.5	60,761.3	60,187.2	59,212.2	58,313.1	57,489.4	56,150.9	55,683.9	54,761.5	
燃えるごみ	t/年	65.3	65.2	67.0	51.3	58.3	56.3	56.3	57.9	57.2	55.2	55.2	55.2	55.2	55.3	55.3	52.1	
せん定枝	t/年	1,691.1	1,364.2	1,614.5	1,831.2	1,912.7	2,027.4	1,788.0	1,778.4	1,786.3	1,780.3	1,776.4	1,770.9	1,768.5	1,757.2	1,745.9	1,734.6	
燃えないごみ	t/年	616.9	610.7	617.4	617.8	626.7	628.2	628.7	628.9	626.9	626.9	624.9	622.5	621.7	617.3	614.3	611.1	
ばん	t/年	2,223.9	2,154.0	2,109.7	2,000.3	1,939.8	1,940.0	1,889.1	1,826.5	1,785.5	1,722.4	1,662.2	1,602.2	1,546.3	1,482.7	1,422.0	1,360.5	
危険ごみ	t/年	235.6	242.5	248.0	259.1	251.7	249.8	247.7	246.1	242.9	240.4	237.9	236.0	232.9	230.4	227.9	227.9	
事業系ごみ排出量	t/年	1,348.2	1,313.6	1,186.1	1,594.4	1,504.9	1,455.9	1,508.2	1,517.0	1,520.1	1,512.3	1,507.9	1,502.2	1,483.5	1,482.5	1,474.6	1,474.6	
燃えるごみ	t/年	24,869.5	24,655.3	24,599.0	25,256.8	25,153.4	24,670.0	24,637.0	24,591.9	24,782.4	24,412.3	24,074.3	23,724.2	23,409.0	23,015.3	22,657.3	22,293.5	
せん定枝	t/年	235.4	241.8	247.8	398.7	556.2	348.0	352.7	353.2	353.6	353.9	354.0	354.1	354.2	354.3	354.3	354.3	
燃えないごみ	t/年	313.0	277.9	283.6	283.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	284.6	
古紙類(学芸会食)	t/年	-	38.0	31.4	33.9	33.9	29.3	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	29.4	
公共施設ベットボトル	t/年	-	-	-	-	-	2.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
集団資源回収量	t/年	7,507.3	7,084.9	6,651.4	6,246.2	5,766.2	5,097.1	5,047.6	5,007.2	4,983.8	4,932.3	4,902.5	4,876.6	4,871.9	4,837.8	4,823.0	4,809.0	
古紙類	t/年	114.6	112.4	108.7	116.4	113.2	101.8	101.5	101.0	100.6	99.4	98.5	97.5	96.7	95.6	94.3	93.1	
古樹種類	t/年	218.3	214.2	221.1	215.4	216.4	216.9	216.9	216.9	216.9	215.3	215.3	215.3	215.3	215.3	215.3	215.3	
空きひん類	t/年	4,570.7	5.2	5.0	4.6	3.8	3.5	3.2	2.8	2.6	2.3	2.3	2.3	2.0	1.8	1.6	1.5	
再生利用量	直接資源化	t/年	4,207.1	3,848.4	3,373.9	3,949.6	4,426.6	4,076.5	4,063.1	4,045.6	4,033.8	3,995.7	3,937.2	3,937.2	3,876.2	3,812.9	3,812.9	3,812.9
その他	t/年	1,212.5	1,114.4	852.7	3,632.8	3,987.8	2,009.8	1,990.3	1,975.5	1,966.7	1,937.1	1,911.7	1,885.0	1,862.8	1,831.6	1,830.6	1,775.5	
リサイクルプラザ	t/年	523.6	507.1	522.6	542.0	571.5	524.2	519.1	515.3	513.0	499.6	491.7	485.9	477.6	477.6	470.4	463.1	
集団資源回収	t/年	3,366.2	3,737.5	3,752.5	3,720.6	3,686.9	3,705.3	3,689.4	3,682.0	3,675.9	3,511.3	3,524.4	3,475.3	3,434.3	3,434.3	3,273.4	3,273.4	
ごみ処理・処分状況	t/年	7,845.9	7,416.6	6,896.2	6,582.5	6,101.8	5,418.8	5,369.2	5,326.9	5,303.2	5,247.9	5,216.3	5,188.4	5,181.2	5,144.0	5,127.3	5,104.9	
最終処分量(東埼玉)	t/年	89,520.5	88,331.4	88,295.4	89,933.5	87,277.3	86,432.0	85,785.4	85,405.6	84,120.9	83,015.0	81,859.4	80,893.9	79,514.0	77,103.0	75,144.2	73,252.1	
最終処分量(埼玉ガーディ)	t/年	8,313.6	8,376.0	8,323.4	6,644.2	7,975.1	7,950.3	7,893.7	7,824.9	7,790.1	7,612.9	7,466.7	7,336.6	7,252.1	7,144.2	7,032.8	7,022.8	
目標値設定項目	1人1日当たりのごみ排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	g/人・日	812	791	788	793	795	782	772	766	761	753	745	737	729	721	714	
(1)1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	540	529	527	526	528	523	516	510	506	499	494	489	483	478	473	467	
事業系ごみ排出量	t/年	25,413	25,220	25,319	26,143	25,331	25,299	25,255	25,246	25,076	24,738	24,383	24,073	23,679	23,321	22,958		
最終処分量	t/年	9,374	9,103	9,622	7,521	7,668	8,831	8,746	8,690	8,642	8,512	8,403	8,383	8,185	8,046	7,925		
リサイクル率	%	16.5	15.3	15.1	17.4	17.1	15.2	15.2	15.2	15.3	15.3	15.4	15.5	15.6	15.6	15.7		
家庭から排出される食品ロス量	t/年	8,113	7,975	7,974	7,968	8,047	7,922	7,870.2	7,861.8	7,855.4	7,831.6	7,827.7	7,816.2	7,805.6	7,792.8	7,781.0	7,768.3	

(注)①R1 年度の人口は実績値。
(注)②H27～H31・R1 年度までの人口は各年 10月 1日の値。

2 SDGs ターゲットと個別施策の対応表

SDGs ゴールやターゲットとのつながりを意識した取組みが展開できるよう、SDGs ターゲットと個別施策の対応表を整理しました。



ゴール 4

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

ターゲット	内容	
4.7	令和 12 年(2030 年)までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-4-①	SDGs の理解促進・行動変革の推進	
1-4-②	ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実	



ゴール 11

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする。

ターゲット	内容	
11.6	令和 12 年(2030 年)までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-1-①	ごみと資源の分別の徹底	
1-1-②	生ごみの減量	
1-1-③	プラスチックごみの発生抑制	
1-1-④	行政による減量・リサイクルの推進	
1-2-①	集団資源回収の見直し及び活性化	
1-2-②	分別ルールの徹底	
1-2-③	生ごみリサイクルの検討	
1-3-①	家庭における食品ロスの削減	
1-3-②	事業者による食品ロスの削減	
1-3-③	食品ロスに関する普及啓発の強化	
2-1-①	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	
2-1-②	多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討	
2-1-③	過剰包装の自粛の要請	
2-1-④	拡大生産者責任の提唱	
2-2-②	業種に応じたごみ減量講習会などの開催	
2-3-①	減量・資源化マニュアルの作成	

2-3-②	SDGs の達成に向けた活動の推進	
2-3-③	食品廃棄物の循環システムの構築	
3-1-①	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	
3-1-②	資源化可能物拡大の検討	
3-2-①	「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討	
3-2-③	使用済み紙おむつ対策の検討	

ターゲット	内容	
11.b	令和 2 年(2020 年)までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	
個別施策番号	個別施策名	備考
3-5-①	災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し	
3-5-②	災害廃棄物処理への備え	
3-5-③	災害時のごみの排出方法等の広報	
3-5-④	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	
3-5-⑤	他自治体等との相互支援体制の強化	



ゴール 12

持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット	内容	
12.3	令和 12 年(2030 年)までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-3-①	家庭における食品ロスの削減	再掲
1-3-②	事業者による食品ロスの削減	再掲
1-3-③	食品ロスに関する普及・啓発の強化	再掲
2-1-①	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	再掲

ターゲット	内容	
12.4	令和 2 年(2020 年)までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。	
個別施策番号	個別施策名	備考
3-4-②	不法投棄・資源物持ち去りの防止	

ターゲット	内容	
12.5	令和 12 年(2030 年)までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-1-①	ごみと資源の分別の徹底	再掲
1-1-②	生ごみの減量	再掲
1-1-③	プラスチックごみの発生抑制	再掲
1-1-④	行政による減量・リサイクルの促進	再掲
1-2-①	集団資源回収の見直し及び活性化	再掲

1-2-②	分別ルールの徹底	再掲
1-2-③	生ごみリサイクルの検討	再掲
2-1-①	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	再掲
2-1-②	多量排出事業者に対する減量計画等の制度検討	再掲
2-1-③	過剰包装の自粛の要請	再掲
2-1-④	拡大生産者責任の提唱	再掲
2-2-②	業種に応じたごみ減量講習会などの開催	再掲
2-3-①	減量・資源化マニュアルの作成	再掲
2-3-②	SDGs の達成に向けた活動の推進	再掲
2-3-③	食品廃棄物の循環システムの構築	再掲
3-1-①	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	再掲
3-1-②	資源化可能物拡大の検討	再掲
3-2-①	「ふれあい収集制度」の継続及び強化の検討	再掲
3-2-③	使用済み紙おむつ対策の検討	再掲

ターゲット	内容	
12.8	令和 12 年(2030 年)までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-1-③	プラスチックごみの発生抑制	再掲
1-3-③	食品ロスに関する普及・啓発の強化	再掲
1-3-①	家庭における食品ロスの削減	再掲
1-4-②	ごみ減量・リサイクルの普及啓発など情報発信の充実	再掲
3-4-①	地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進	
3-4-③	越谷市まちをきれいにする条例の普及	



ゴール 14

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。

ターゲット	内容	
14.1	令和 7 年(2025 年)までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	
個別施策番号	個別施策名	備考
1-1-③	プラスチックごみの発生抑制	再掲



ゴール 17

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

ターゲット	内容	
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
個別施策番号	個別施策名	備考
3-4-①	地域ぐるみのきれいなまちづくりの推進	再掲
3-5-④	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	再掲
3-5-⑤	他自治体等との相互支援体制の強化	再掲

3 策定経緯

年	月日	会議名	内容
令和元年 (2019年)	12/13	令和元年度第1回 越谷市廃棄物減量 等推進審議会	諮問 越谷市一般廃棄物処理基本計画策定について 1) 計画策定のスケジュールについて 2) 市民、事業所アンケート（案）について
令和2年 (2020年)	2/13	令和元年度第2回 越谷市廃棄物減量 等推進審議会	1) 越谷市一般廃棄物処理基本計画の策定について 2) 越谷市のごみ処理の現状について（報告）
令和2年 (2020年)	7/1	令和2年度第1回 越谷市廃棄物減量 等推進審議会	1) 基本理念及び基本方針の検討について
令和2年 (2020年)	8/28	令和2年度第2回 越谷市廃棄物減量 等推進審議会	1) 基本理念及び基本方針の検討について 2) 目標項目の設定について 3) 新たな施策（案）について
令和2年 (2020年)	10/15	令和2年度第3回 越谷市廃棄物減量 等推進審議会	1) 越谷市一般廃棄物処理基本計画 素案 について

4 パブリックコメントに対する市の対応

5 用語集

あ行

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ・し尿」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ・し尿」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動に伴って生じた「事業系ごみ・し尿」に分類されます。
一般廃棄物処理実施計画	市町村に策定が義務付けられている「一般廃棄物処理計画」のうち、一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定める計画のことです。
SDGs(Sustainable Development Goals)：持続可能な開発目標	平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの国際目標であり、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和など、持続可能な開発のための、17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられています。
AI チャットボット	チャットボット（Chatbot）とは、「チャット（Chat）」をする「ボット（bot）＝ロボット」ことで、テキストや音声を通じて会話を自動的に行うプログラムを意味します。

オフィス・ペーパー・リサイクル越谷	市内の企業が連携し、オフィスから発生する古紙の回収による資源化への取組みを通じ、リサイクルの社会的な拡大・定着を図り、資源循環型社会の実現を目指して、平成 5 年（1993 年）に発足しました。上質紙、新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パックの 5 種類に分け、専用の回収袋により、2 週間に 1 回グループ回収を行っています。
-------------------	---

か行

拡大生産者責任	生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について、生産者が物理的・財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、廃棄物等の発生抑制や循環資源の循環的な利用及び適正処分に資するように、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄された後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が挙げられます。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みです。
カレット	空きびんを砕き、ガラスびんの原料として再利用したもので、現在利用率が約 80%に達しています。天然資源の節約や原料のガラス溶解炉での溶融時間減少

により、原料を100%カレットにした場合、約25%のCO₂の排出量が削減できます。

容器包装や家電等を対象とした次の6つの法律の総称で、各品目に対応した再資源化の促進等に関する法律を定めています。

- ① 容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）をいう。）
 - ② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）をいう。）
 - ③ 建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）をいう。）
 - ④ 食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）をいう。）
 - ⑤ 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）をいう。）
 - ⑥ 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）をいう。）
-

個別リサイクル法

ごみの中に含まれる物質の種類別重量内訳のことです。ごみがどういったもので構成されるかを知るための参考となります。分析時に乾燥した状態（乾ベース）で重量を測定する方法と湿潤状態（湿ベース）で重量を測定する方法があります。

さ行

災害廃棄物

地震、津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などのがれき、木くず、コンクリート塊、金属くず等のことをいいます。

最終処分

焼却処理等の中間処理後の残さが周辺環境に影響を及ぼさないよう、最終処分場に埋立処分を行うことです。

彩の国工コぐるめ協力店

埼玉県が食品ロスの削減につながる取組みを実施している飲食店・小売店を認定し、ホームページで紹介しています。

埼玉県清掃行政研究協議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の精神に基づき、廃棄物の排出抑制及び適正処理並びに清潔の保持に関する知識及び技術を交流して、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としています。協議会の参加団体は埼玉県、市町村（63）、関係一部事務組合（19）の計83団体が参加しています。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号））

循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みを総合的に推進することを目的として、平成12年（2000年）5月に制定された法律です。

収集運搬許可業者 「廃棄物処理法」に基づき、市長の許可を受けて一般廃棄物の収集運搬を業として行う者のことです。

循環型社会 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために国が定めた計画のことです。平成30年(2018年)6月19日に第4次の計画が閣議決定され、新たな計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けておおむね令和7年(2025年)までに国が講すべき施策を示しています。

循環型社会形成推進基本法 循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、①廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、②個別の廃棄物・リサイクル関係法律とともに循環型社会の形成に向け実行ある取組みの推進を図るものとして、平成12年(2000年)6月に制定された法律です。

焼却灰 ごみを焼却した際に、燃え殻として残り、焼却炉から排出されたもののことです。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進し、以て3Rを推進すると共に、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。

た行

中間処理 収集したごみが最終処分場に埋め立てられるまでの間に行われる処理のことです。具体的にはごみを破碎、圧縮及び焼却処理することをいいます。

大規模災害時廃棄物対策
関東ブロック協議会 関東ブロックにおいて、都県域を越えた連携が必要となる災害発生時に、国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等の連携した取組みの指針となる大規模災害発災時に備えた災害廃棄物対策行動計画について、検討・策定を行い、協議会の構成員を中心とした情報共有等の連携・協力体制を構築することを目的としています。

食べきり15タイム いちご 宴会のラスト15分は「残さず食べきろう」を目標に、食べきりタイムを設けることで外食や宴会時での食品ロスの削減に取り組んでいます。市内にある関東最大級の越谷いちごタウンに掛けて、食べきり15タイムとしています。

は行

廃棄物会計基準	市町村における一般廃棄物処理事業の3R化を進めるガイドラインの一つとして、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法として、環境省が定めたものです。
廃棄物処理法	廃棄物の排出抑制及び適正な処理の実施により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。廃棄物の定義や国民、事業者及び地方公共団体の責務、一般廃棄物の処理、産業廃棄物の処理等について定められています。
フードドライブ	家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動をいいます。
フードバンク	包装や農産物の痛みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業・個人から寄附を受け、福祉施設などに提供する活動及びその活動を行う団体のことです。
プラスチック・スマート	世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携共同して取組みを進めることを目的とする環境省の取り組みです。
プラスチック資源循環戦略	プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略のことです。「3R + Renewable（持続可能な資源）」を基本原則に掲げ、レジ袋の有料化義務化による消費者のライフスタイル変革、海洋プラスチック問題等の解決に向けた取組みの推進、令和12年（2030年）までに容器包装等のワンウェイプラスチック排出量を累積で25%削減するなどの目標が示されています。
ふれあい収集	自らごみ集積所へ排出することが困難な「高齢者のみの世帯」及び「障害者のみの世帯」に対し、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみを戸別に訪問収集し、声かけなどによる安否確認を行っています。

ま行

マイクロプラスチック 粒径5mm以下のプラスチック粒子のことです。難分解性のプラスチック類が紫外線や波力等の物理的作用をうけて細片化したものと、洗顔料や研磨剤に含まれるマイクロビーズや洗濯した衣類から発生する纖維状のマイクロファイバー等があります。海の中で食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されます。

や行

スラグ 一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されています。

溶融メタル 溶融炉内に溶解した比重の重い金属塊。鉄や銅などのベースメタルのほか、金、銀、白金、パラジウムなどの貴金属類やレアメタルを豊富に含んでいます。

4R 国が提唱しているリデュース（Reduce）・リユース（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3Rにリフューズ（Refuse）を加え、4つの頭文字をとったものです。

循環型社会を形成していくための基本的な取組みのことで、本市ではこの4Rの取組みを推進しています。

ら行

リサイクル（再生利用） ごみを資源として再利用すること。びんを碎いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

リデュース（排出抑制） ものを大切に使い、ごみを減らすことをいいます。リサイクルより優先して実施することとされている取り組みです。

リフューズ（発生抑制） ごみになるものを受け取らないこと。具体的な取組みには、スーパーのレジ袋や包装紙、割り箸等を購入時に断ることや本当に必要な物以外を衝動買いしないことがあります。

リユース（再使用） 一旦使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

わ行

ワンウェイプラスチック 通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。